

## 第4号議案

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成26年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

条例で引用する介護保険法の条項「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。(第1条関係)

#### 3 施行期日

公布の日